

令和6年度

国・県の施策及び予算に関する提案・要望

山 梨 県 町 村 会

令和6年度国・県の施策及び予算に関する提案・要望について

町村自治の振興に対しましては、平素から格別のご高配とご指導を賜り深く感謝申し上げます。

我々14町村は、人口規模、高齢化率、行政面積、地理的条件などその条件に違いこそありますが、山梨県が目指すべき姿として掲げる「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」に呼応し、住民生活に直結する様々な施策に積極的に取り組みながら、それぞれが厳しい財政状況の中、足元を固めつつ、コロナ禍後の将来を見据えた行政運営に日々努めております。

県におかれましては、県民生活と経済基盤の強化を図る「ふるさと強靱化」と多様な個性が集い活躍する「『開の国』づくり」の2つの柱を掲げ、防災・減災、ポスト・コロナの感染症対応と社会経済活動の両立、結婚から育児まで切れ目のない支援等に取り組みとともに、交通ネットワーク環境の整備やデジタルへの適応力の向上、企業の雇用と事業展開につながるスタートアップによる活性化等、本県の持続的な成長のための方向性を示されました。

町村におきましても、住民が豊かさを感じ、共に暮らし続けることができる未来の実現に向け、引き続き県と一体となって量・質・面から山梨らしい豊かさを築いていくため、個性と潜在能力を発揮し、地域の魅力と価値を高める施策をさらに進めていかなければなりません。

本提案・要望は、町村にとりまして重要かつ緊急な課題を取り上げております。

令和6年度予算編成及び各種施策の具体化に当たっては、町村の実情をご理解いただき、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

令和5年8月21日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県町村会 会長 長田 富也
(道志村長)

副会長	塩澤 浩	(昭和町長)
同	天野 多喜雄	(忍野村長)
	遠藤 浩	(市川三郷町長)
	辻 一幸	(早川町長)
	望月 幹也	(身延町長)
	佐野 和広	(南部町長)
	望月 利樹	(富士川町長)
	山崎 泰洋	(西桂町長)
	天野 多喜雄	(忍野村長)
	高村 正一郎	(山中湖村長)
	小林 茂澄	(鳴沢村長)
	渡辺 喜久男	(富士河口湖町長)
	舩木 直美	(小菅村長)
	木下 喜人	(丹波山村長)

令和6年度 国・県の施策及び予算に関する提案・要望

1	町村自治の確立について	1
2	町村税源の充実強化について	3
3	地方交付税制度の充実・堅持について	4
4	地方債の充実改善について	5
5	町村におけるデジタルDX推進への支援について	6
6	地域包括ケアシステムにおける訪問系サービスの拡充等について	8
7	こども・子育て政策の強化について	9
8	高速自動車国道の整備について	11
9	国道・県道への自転車道の整備等について	12
10	学校給食の無償化について	13
11	学校教育のICT環境の整備支援について	14

1 町村自治の確立について

- (1) 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限移譲及び規制緩和の推進を図るよう国に働きかけること
- (2) 義務付け・枠付けの廃止及び縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化並びに条例制定権の拡大を進めるとともに、町村が条例化に向けた検討を行えるよう適切な情報提供について国に働きかけること
- (3) 町村へ事務及び権限を移譲する際は、財源不足が生じないよう人件費を含めた必要となる財源を確保するとともに、必要な支援を行うよう国に働きかけること
- (4) 制度の創設、拡充等に当たっては、町村の裁量の確保に十分配慮し、町村における住民サービスや行政効率に支障をきたすことのないよう国に働きかけること
- (5) 各種調査の実施に当たっては、委託先を含め、重複項目がなく制度改善に直結するよう内容を精査し、町村の住民サービスや行政効率に支障をきたすことのないよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 町村が魅力あふれる地域を創るためには、自らの判断と発想で地域の個性を生かした地域づくりができる仕組みが必要であり、地方分権改革に関する「提案募集方式」を活用するなど、権限移譲、規制緩和、義務付け・枠付けの廃止等について進めているが、権限を移譲する場合には、財源不足が生じないよう人件費を含めた財源も一体的に移譲することが必要である。
- 国による制度の創設、拡充等に伴い、新たに必要となる計画の策定や専任職員の配置等、実質的にその対応を全国一律に義務付けている例がみられる。人的・財源面で制約のある町村では負担が大きく、住民サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されることから、地域の実情や町村の裁量を十分配慮する必要がある。

- 国の各種調査では、委託先が異なるためか介護保険に関する調査等において同じようなテーマが多く回答も重複するため、職員や事業関係者の負担が大きい。調査目的により委託先を替えることや調査対象を絞る等委託内容を精査し、適切で意義のある調査となるような見直しが見られる。

2 町村税源の充実強化について

- (1) 地方税は、国と地方の役割分担に応じ、地方が担うべき事務と責任に見合う税源配分に見直すとともに、地域偏在性の少ない税目構成とするよう国に働きかけること
- (2) 固定資産税は、町村財政を支える基幹税であることから、国の経済対策や制度の根幹に関わる見直しはせず、安定確保に配慮するよう国に働きかけること
- (3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在町村における貴重な財源として、これに代わる恒久的・安定的な財源がないことから、現行制度を堅持するよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 自主財源に乏しい町村が多い中、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。公共施設等の老朽化対策や防災・減災対策、脱炭素社会の推進など、取り組むべき課題が山積する中で、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進を積極的に進めていくためには、税源の偏在性が少ない安定的な地方税体系の構築により、自主財源を拡充し、財政基盤を強化することが不可欠である。
- 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税目であるため、制度の根幹を揺るがす見直しや国の経済対策に用いることなく、税収が安定的に確保できるようにすることが求められる。これは令和6年度の評価替えにあたっても同様である。
- ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源であり、アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止対策、ごみ処理・不法投棄、水質調査等の環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持することが求められる。

3 地方交付税制度の充実・堅持について

- (1) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、「地方共有税」への組替えを行うよう国に働きかけること
- (2) 地方交付税の有する「財源調整機能」及び「財源保障機能」を堅持し、臨時財政対策債の撤廃や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うことにより、地方交付税総額の充実及び確保を図るよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 町村間の税源が偏在する中、国が町村に一定の行政水準の確保を求めている以上、地方交付税制度における財源保障と財源調整の2つの機能を十分に発揮することが不可欠である。
- 人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しが必要である。
- 基準財政需要額の算定について、そもそも行政コストの差は、人口や地理的な条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コストの比較になじまないこと、中山間地域では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮することが必要である。
- また、臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債に頼らず、安定的な交付税総額を確保することが肝要であり、引き続き発行額の縮減・抑制が強く求められる。

4 地方債の充実改善について

- (1) 地方債の所要総額を確保するとともに、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金等、長期・低利の公的資金を安定的に確保するよう国に働きかけること
- (2) 町村が計画的に公共施設等の適正管理及び地域の脱炭素化を推進するため、引き続き必要な措置を講じるよう国に働きかけること
- (3) 累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障をきたすことなく必要な財源措置を講じるよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 資金調達能力が弱い町村にとって、防災・減災対策、公共施設の適正管理・老朽化対策及び地域活性化への取組みを着実に推進していくためには、長期かつ低利の公的資金を安定的に確保するとともに、地方債の一層の充実と改善が望まれる。
- 公共施設等の適正管理の推進及び地域の脱炭素化に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債の期限が令和8年度、脱炭素推進事業債が令和7年度までとされているが、今後も計画的かつ適切な取組みを行っていくためにも、引き続き対象事業の拡充及び財政措置の強化を図ることが重要である。
- 将来における町村の健全な財政運営に向け、臨時財政対策債における元利償還については、その全額を地方交付税とは別に財源措置するとともに、国において後年度の財源措置を約束した地方債の元利償還に対する措置を確実に履行することが求められる。

5 町村におけるデジタルDX推進への支援について

- (1) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に当たっては、その財政規模及び自主財源を考慮した積極的な財政支援と、専門人材を確保・育成する現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実するよう国に働きかけること
- (2) 情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、町村の意見を踏まえた上で、それぞれの状況に応じた必要な支援を講じるよう国に働きかけること
- (3) マイナンバーカードの普及のため、写真添付を不要とする対象の拡大など申請や更新に係る手続及び事務を簡素化し、電子証明書の更新時には、来庁せずとも身近な施設やオンライン等で手続ができ、住民・町村行政ともに負担軽減となる措置を講じるよう国に働きかけること
- (4) 国保総合システムの更改や運用に当たっては、町村等保険者に追加的な財政負担が生じないよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、国の定める「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、利用者目線での行政サービスの利便性の向上、デジタル基盤環境の整備、教育・学習の振興、デジタル人材の育成・確保が求められている。町村では、デジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところであり、今後更なる行政運営の簡素化及び効率化を推し進めていく必要があるが、自主財源に乏しい町村が多い中、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進していくには、財政負担が大きな課題となっており、積極的な財政支援及び人的支援が不可欠である。

- マイナンバーカードは、行政機関のみならず、民間事業者を含め様々なサービスに利活用できるため、その普及促進を図っていく必要がある。カードの顔写真は、令和5年6月の法改正により主務省令で定める年齢未満の場合には表示しないとして添付不要となるが、乳幼児を含め顔つき等成長著しい未成年者においても柔軟な対応が望まれる。また、交付後5年で必要となる電子証明書の更新には、住民及び町村双方の負担を軽減するためにも、役場ではなくオンラインや身近な場所で対応できるよう、その申請及び更新時における事務手続等を簡素化することが求められる。
- 国保中央会・国保連合会が開発した国保総合システムの更改・運用には、社会保険診療報酬支払基金新システムとの整合性の確保やクラウドリフト化として多額の開発費用を要し、審査支払手数料等の引上げで対応せざるを得ない。引き続き町村等保険者に新たな財政負担を生じさせない必要な措置が強く望まれている。

6 地域包括ケアシステムにおける訪問系サービスの 拡充等について

- (1) 地域包括ケアシステムを推進するため、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える人材の確保に取り組むこと。特に、訪問系サービスの事業者や人材が不足している過疎地域における人材の確保について注力して支援すること
- (2) 介護従事者の育成に加え、離職を抑制するため、介護従事者の処遇改善を行うとともに、令和6年度介護報酬改定に当たっては、介護従事者の賃金の引上げに繋がる改定となるよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 人口減少社会となり高齢化が進行する中、安定的に介護サービスを受けられるようにするため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進する必要がある。町村においては、介護人材の確保やニーズに応じたサービスの提供が喫緊の課題であり、特に、過疎地域では、移動・待機時間の問題もあり訪問介護等の訪問系サービスの提供事業者や人材が不足している。どの地域に住んでいても利用者が安心して介護サービスを受けられるよう介護人材の育成・確保が求められる。
- 介護人材の不足は、介護保険制度の円滑な実施だけでなく、公平、公正かつ持続的な制度運営にも影響を及ぼすため、町村だけでなく県や国全体で取り組むべき課題である。このため、町村が介護人材を確保する場合には、積極的な財政支援が望まれる。
- また、介護人材の育成・確保に加え、介護従事者の離職を抑制するためには、介護従事者の処遇改善を行う必要がある。介護報酬の改定は、社会保障審議会の分科会で議論されるが、保険料や地方負担に及ぼす影響も配慮しつつ、地域特性を考慮した加算を含め、介護従事者の賃金の引上げに繋がる改定とすることが強く望まれる。

7 こども・子育て政策の強化について

- (1) 次元の異なる少子化対策を実現する「こども・子育て支援加速化プラン」の実施に当たっては、適切な役割分担のもと各種施策の実現に向け財源を安定確保し、地方の負担が増大しないよう国に働きかけること
- (2) 現物給付方式による公費負担制度を確立するよう国に働きかけること
- (3) 国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう国に働きかけること
- (4) 山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金の補助対象年齢を引き上げること

【現状と課題】

- 地域と社会全体で全ての子供・子育て世帯を対象にしたサービスを拡充し、次元の異なる少子化対策の実現に向け政策を強化する「こども未来戦略方針」が閣議決定された。今後3年間の集中取組期間のこども・子育て支援加速化プランでは、所得制限を撤廃した児童手当の拡充、75年ぶりとなる保育士配置基準の改善とともに、出産費用やこども医療費に係る負担軽減等が盛り込まれている。
- これらの政策を実現するためには、国と地方の適切な役割分担の下、地域間格差が生じることなく各自治体が安心して取り組むことのできる安定財源を確保することが不可欠である。医療費助成事業は概ね全ての自治体の実施しており、こども・子育て政策の強化には、現物給付方式による公費負担制度の確立が求められる。特に、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置の廃止は、これまで要請してきた課題であり、その実現が強く期待されるところである。
- 乳幼児医療費助成事業は、県内の全町村が15歳又は18歳までを対象に県の補助対象年齢に上乘せして実施し、県内居住であれば中学校を卒業する15歳まで医療費が助成される状況である。山梨県乳幼児

医療費助成事業費補助金は、通院で5歳未満、入院で未就学児と県と町村で対象に差が出ており、県と町村が一体となり子育て支援を強化するためにも補助対象年齢の引上げが強く望まれる。

8 高速自動車国道の整備について

- (1) 中部横断自動車道の早期実現に向け、基本計画区間（北杜市～佐久穂町）の整備計画区間への早期格上げについて、国に働きかけること
- (2) 中央自動車道の整備及び利用の促進に向け、上野原 I C 以東の渋滞対策事業の早期完成について、国に働きかけること

【現状と課題】

- 中部横断自動車道の北杜市から長野県佐久穂町までの区間は、未だに基本計画区間となっており、整備計画区間への早期の格上げが求められる。
- 中央自動車道上野原 I C 以東では、慢性的な渋滞が発生し、特に上り線の小仏トンネル付近、下り線の相模湖付近の渋滞により、経済的・時間的損失が発生していることから、渋滞対策事業の早期完成が求められる。

9 国道・県道への自転車道の整備等について

自転車道の新設や幅員の拡張など、既存の自転車道と合わせて、自転車利用者が安全・快適に利用できる環境を整備すること

また、「やまなし自転車ネットワーク」対象地域における自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の完成整備形態の実現に向け、連続性をもって整備すること

【現状と課題】

- 県が進めている「やまなし自転車ネットワーク」の対象地域では、自転車道、自転車専用通行帯及び車道混在を完成整備形態として整備を進めているが、現状整備がされていないところもあり、自転車が通行している際に車と接触する危険性が高い。
- この事業は、対象地域だけではなく、周辺地域において連続性を持って整備することが求められるため、国道、県道ともに自転車道が整備されていない箇所の整備を進める必要がある。
- また、歩道において草などが伸びている箇所もあり、自転車が草を避けることで車道側にはみ出す可能性があるため危険である。特に、自然の多い本県では、観光客の安全面や事故防止の観点から迅速な伐採等の対応・整備が求められる。

10 学校給食の無償化について

公教育の無償化という観点から、全国一律での学校給食の無償化を実施するよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 児童生徒の食育は、学力・体力、そして、人間として成長していくための根本となるものであり、極めて重要な取組みである。現在、全国的に学校給食の無償化を実施している町村が増えつつあるが、財政状況により困難な町村も少なくない。
- 国は、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略方針」において、学校給食の無償化の実現に向け、自治体の取組み、成果、課題等について実態調査を行うこととしている。
- 公教育の無償化という観点からは、調査結果を踏まえ、より効果的な方策のもと、全国一律での学校給食の無償化を実施することが求められる。

1 1 学校教育の I C T環境の整備支援について

- (1) I C T機器等の整備について、機器入替時の町村の財政負担を軽減するため、新たな補助制度を創設するよう国に働きかけること
- (2) 1人1台端末を教育現場で活用するための教員の研修機会の充実を図ること
- (3) 町村への I C T支援人材の配置を促進するため、県において G I G Aスクール運営支援センター整備事業を導入・実施し、I C T支援人材の育成・確保を図ること

【現状と課題】

- 学校教育の I C T環境の整備は、教育の I C T化に向けた環境整備5か年計画に基づき平成30年度から地方財政措置が講じられているところであり、当該計画期間の初期に整備を行った町村においては、間もなく I C T機器等の更新時期となる。整備した環境を維持していくためには、端末関連の保守・更新・通信料等に多額の費用を要する。整備した環境を維持し、I C T機器等入替時の町村の財政負担を軽減するため、永続的な補助制度の創設について国に働きかけることが強く求められる。
- 1人1台端末を教育現場で活用するためには、教員の一層の I C Tに関する習熟が重要である。I C T教育による学びの格差が生じることのないよう教員の I C Tに関する研修機会をより一層充実させることが必要である。
- 町村単独では、G I G Aスクールサポーター、I C T支援員等の I C T支援人材の確保が難しいことから、県において I C T支援人材の配置水準を引き上げるとともに、G I G Aスクール運営支援センター整備事業の導入により、各町村の I C T支援人材の配置を促進することを目的として I C T支援人材の育成・確保を図ることが望まれる。